

対象者には7月下旬に通知文を送付しています

定額減税にかかる給付金(不足額給付)を支給

令和6年度に、所得税および個人住民税における定額減税を実施し、減税しきれないと見込まれる方に対して、町では差額を調整給付金として支給しました。

その際、令和5年分の所得税額を推計値として使用しており、このたび令和6年分の所得税額が確定したことなどから、対象者に追加の給付金のお知らせを送付しています。

なお、次の不足額給付Ⅰ・Ⅱともに令和7年1月1日時点で町内にお住まいの方が対象です。

◆不足額給付Ⅰ

【対象者】令和5年分に比べ令和6年分の所得が減少したなど、当初の調整給付額に不足が生じた方

【給付額】調整給付金の不足額

※1万円単位で給付

【申請方法】

- 「支給のお知らせ」が届いた方は、申請不要です
- 「支給確認書」が届いた方は、必要事項を記入のうえ、本人確認書類等を同封し、役場福祉課まで持参もしくは郵送してください

◆不足額給付Ⅱ

【対象者】令和6年分所得税、令和6年度個人住民税所得割がともに非課税で、かつ令和5～6年度に実施した低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯員に該当しなかった方

※主に青色事業専従者、事業専従者（白色）または合計所得48万円超で非課税の方（医療費控除や扶養控除があり非課税となった方）

【給付額】4万円

※令和6年1月1日時点で国外に居住していた方は3万円

【申請方法】

- 「支給のお知らせ」が届いた方は、申請不要です
- 「支給確認書」が届いた方は、必要事項を記入のうえ、本人確認書類等を同封し、役場福祉課まで持参もしくは郵送してください

▶給付金の手続きや支給に関することは、役場福祉課（☎33-0339）まで、税額に関することは、役場税務住民課（☎33-0337）までお問い合わせください。

20年分の想いやこれからの夢、あなたの声を町勢要覧に

町制20周年記念町民アンケートを実施

町では本年度、町制施行20周年を記念し、町勢要覧の刷新を進めています。新たな要覧では、町の概要や特徴、観光名所などを紹介するほか、新町誕生からの紀宝町の歩みを振り返る内容も盛り込み、未来へとつなぐ一冊として発行する予定です。

今回の要覧では、町民のみなさんの想いや視点を反映したいという思いから、アンケート形式の町民参加型企画を次のとおり実施します。

みなさんが感じる町の宝や好きな場所・特産品、これからの町の未来など、どんなことでも構いません。ぜひあなたの声をお聞かせください。

なお、アンケートに回答いただいた方の中から、5組程度の方にインタビューを実施し、その謝礼として、クオカード5,000円分を進呈します。

【対象者】町内にお住まいの方

【募集期間】9月1日（月）～30日（火）

【回答方法】右下の二次元コードを読み取っていただき、回答フォームからご回答ください

【注意事項】

- 本アンケートに記載いただいた個人情報、本人の同意を得た場合やその他法令に定める場合を除き、町勢要覧作成に伴う聞き取り取材のアンケート取得および掲載内容の確認・校正作業以外の目的には使用しません

▶詳しくは、役場企画調整課（☎33-0334）までお問い合わせください。



回答フォーム

検診場所を変更しましたので、ご注意ください

胃・前立腺・大腸・乳・子宮頸がん検診を実施

【検診日】9月16日（火）

【検診場所】鵜殿地域交流センター

◆受付時間ごとの予約が必要です

検 診 内 容	受付時間	定 員	料 金
◆ 大腸がん ※2日分の便を提出してください(容器を送付します) ※便秘薬を使用されても検診は可能です	午前8時30分～10時 午後1時30分～3時	なし	20歳～69歳…200円
◆ 胃がん ※前夜9時以降は何も食事をしないでください (水、お茶は飲んでもかまいません) ※当日の朝は、水、お茶100mlまで飲用可能	午前8時30分～9時 午前9時～10時	計40人	40歳～69歳…500円 40歳未満…1,400円
◆ 前立腺がん ※採血と問診のみ（男性）	午前8時30分～9時 午前9時～10時	計50人	40歳～69歳…500円
◆ 乳がん（マンモグラフィ検査） ※マンモグラフィ検査は40歳以上の方が対象です ※バスタオルを持参してください	午前9時～10時 午前10時～11時 午後1時30分～2時 午後2時～3時	計37人 計37人	40歳～69歳…1,500円
◆ 子宮頸がん ※子宮入り口部分にできる「子宮頸がん」を 採取器具で細胞をこすり取って調べます	午後1時30分～2時 午後2時～3時	計50人	20歳～69歳…500円 20歳未満…1,000円

※町が行う各がん検診の受診回数は、1人あたり年1回とさせていただきます（予約が必要です）。
※胃に病気がある方や、過去に胃の手術を受けた方は、医療機関へご相談ください。
※乳がん・子宮頸がん検診は、指定の医療機関でも受診することができます。ぜひご利用ください。
※ペースメーカーなどの人工物が入っている方はマンモグラフィ検査を受けられません。

70歳以上の方は
全ての検診が無料

▶詳しくは、役場みらい健康課（☎33-0355）までお問い合わせください。

令和7年10月1日から改定

し尿汲み取り料金および浄化槽清掃料金を改定

現在のし尿汲み取り料金および浄化槽清掃料金は、平成29年1月1日に改定されてから8年間据え置かれてきました（令和元年10月に消費税率の改正に伴う変更あり）。

近年、物価の高騰や労務単価の上昇などにより、必要経費が直上がりしている状況です。

今回、これらの社会情勢の変化を考慮し、令和7年10月1日から、し尿汲み取り料金および浄化槽清掃料金が以下のとおり引き上げられることになりました。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

▶詳しくは役場環境衛生課（☎33-0338）までお問い合わせください。

◆し尿汲み取り料金および浄化槽清掃料金単価表

汲み取り量	旧料金（令和7年9月まで）	新料金（令和7年10月から）
1目盛（18ℓあたり）	200円（税抜き）	230円（税抜き）

※浄化槽の場合は、目盛数×230円+技術料1,000円が10月以降の汲み取り料金（税抜き）となります。
※浄化槽は浄化槽法により、年に1回以上清掃が必要です。